

直島港におけるビジターバース利用可能施設要領

場 所 (係留施設) 本村 2 号浮棧橋 別紙図面あり

事前提出書類

- 1 係留施設使用許可申請書
記名・押印及び必要事項記載
- 2 船舶検査証書の写し 添付

申込窓口

株式会社直島文化村

香川県香川郡直島町 8 5 0 番地 2

メール BASN-archive@mail.benesse.co.jp

FAX 087-840-8273

※受付は、メールまたはFAXのみ

利用の条件等

受付日 火曜日～日曜日（月曜日は休館 但し月曜日が祝日の場合は、その翌日）

受付時間 11:00～16:00

申込期限 予約日の半年前から3日前まで

※ 原則、月曜日は休館のため係留できません（但し月曜日が祝日の場合は、その翌日）

使用料

（業務用）

香川県港湾管理条例により、（料金表別紙）

係留施設（不定期船一係留ごとに）総トン数1トンにつき 5.12円

※ 係留が24時間を超える場合は、24時間までごとに一係留とする。

（プレジャーボート）

係船料

区 分	単 位	ビジターバースとして利用可能な 係留施設に係留する場合
全長 10m以下	1 隻 1 日	1,390 円 (1,670 円)
全長 10m超 11m以下		1,580 円 (1,890 円)
全長 11m超 12m以下		1,780 円 (2,100 円)
全長 12m超		船舶の長さ 1 mまでごとに 160 円 (180 円)

※ 1日とは24時間以内をいう。

※ () 内は、県外者が使用する場合の金額

※ プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。（業務用船舶は含まない。）

※ 係船料は、申請後に直島文化村（本村ラウンジ&アーカイブ）で支払ってください。

注意事項

- ◇ 利用申込みの受付は、使用する日の3日前までです。3日前までに申込みを行わなかった場合は、施設を利用できません。

- ◇ 係船料は、申請後に直島文化村（本村ラウンジ&アーカイブ）で支払ってください。
- ◇ 船舶等の損傷・盗難、その他の事故による損害については、その責任を負いません。
- ◇ 施設を破損・滅失した場合、利用者はその損害を賠償する必要があります。
- ◇ 周りの迷惑になる行為は禁止します。
- ◇ 船舶に直接波を受けますので、係留には注意が必要です。
- ◇ 当施設では、給水・給電等はできません。
- ◇ 干潮時等、浅い箇所もありますので、入港にあたっては事前にチャート（海図）等にて航路の確認をお願いします。

本村 2 号浮棧橋



○ 部分に係留可能

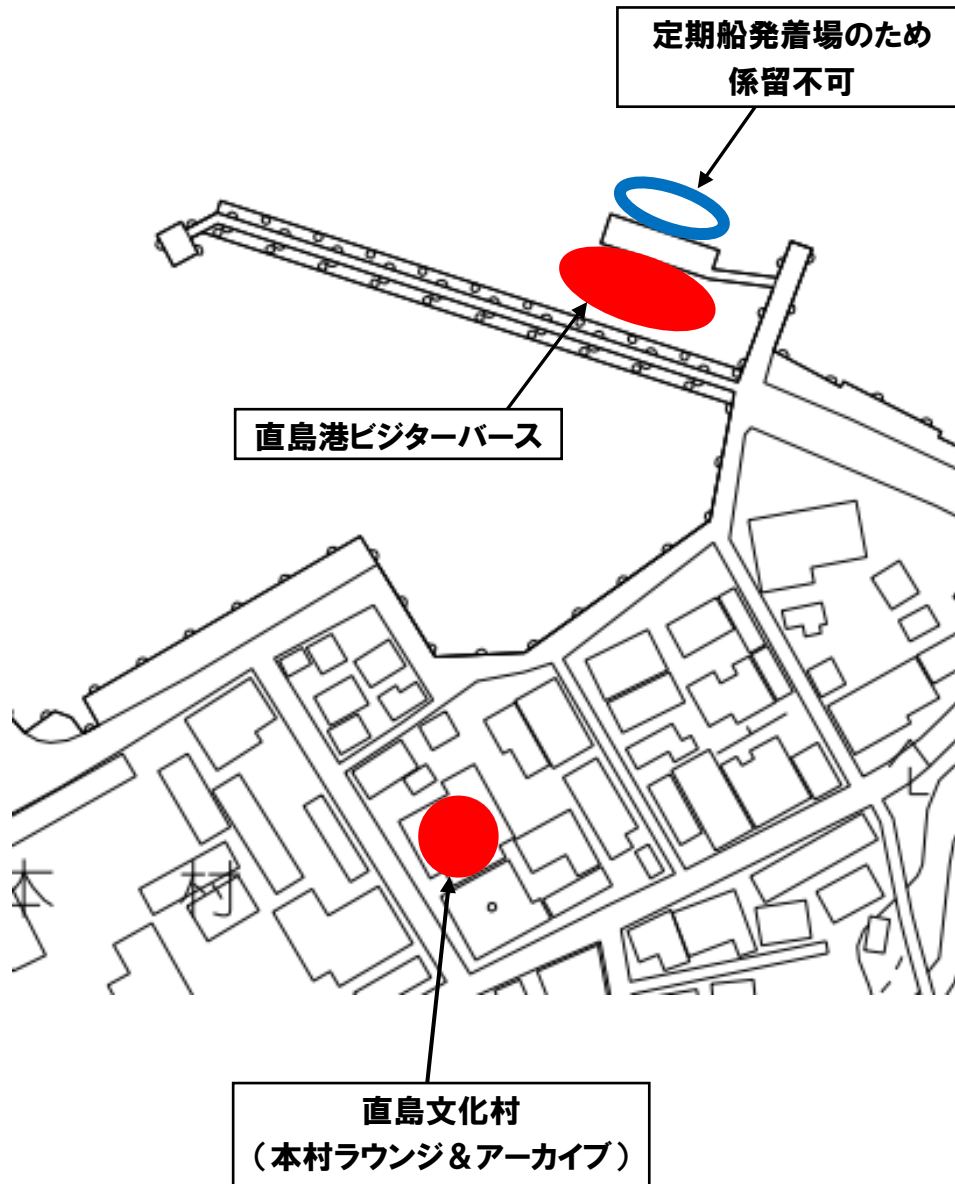
申込関係

申込窓口	所在地	申込先(メール、FAXのみ)	利用許可の条件等
直島文化村 (本村ラウンジ&アーカイブ)	直島町 850-2	1. メール BASN-archive@mail.benesse.co.jp 2. FAX 087-840-8273	受付は、メールまたはFAXのみとし、予約日の 3日前 までには申し込みをすること。

直島港ビジターバース概要

施設名称	施設所在地	施設延長	水深	対象船舶	給水・給電等設備	受入可能隻数
本村2号 浮棧橋	香川郡直島町 本村	25m	-3m	19G/T	無	通常1隻

ご利用の手続きは、直島文化村（本村ラウンジ&アーカイブ）で行っています



係留施設使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。

船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総 ト ン 数		重量トン数	
船 主 名		代 理 店 名	
最大喫水（停泊中）	船首 船尾		
寄 港 地			
揚荷の種類及び数量			
積荷の種類及び数量			
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土、建設残土など土砂の具体的内容を記入してください。

添付書類 船舶検査証書